



令3字土第68号の227

令和4年3月1日

前田産業（株）

前田 吉孝 様

山口県知事

村岡 嗣政



特定建設業の許可について（通知）

令和 4年 2月18日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 山口県知事許可（特－3）第 1927 号

許可の有効期間 令和 4年 3月24日 から 令和 9年 3月23日 まで

建設業の種類

土木工事業
とび・土工工事業
管工事業
舗装工事業
塗装工事業
造園工事業
解体工事業

建築工事業
石工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
防水工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和 9年 2月21日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

LW010